



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年6月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) 軽井沢駅北口東側遊休地活用事業計画
 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178番1293 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 三菱地所株式会社
 代表執行役 中島 篤
 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社アクアイグニス
 代表取締役 立花 哲也
 東京都中央区京橋一丁目14番9号
 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
 代表取締役社長 高橋 蒼則
 大阪府枚方市岡東町12番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和8年3月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,701平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 150台
 - (2) 駐輪場の収容台数 0台
 - (3) 荷さばき施設の面積 32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 45.2立方メートル
 (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社アクアイグニス	午前6時	午後11時
2	株式会社カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	午前6時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前5時30分から午後11時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 入口 1か所 出口 1か所 合計 2か所
 (注) 位置は届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
24時間

8 届出年月日

令和7年5月12日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和7年6月12日から令和7年10月14日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課